

令和8年5月19日

記者発表資料

総務部
財政部

令和8年第2回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1 予算議案 (2件)

- ① 令和8年度徳島市一般会計補正予算 (第1号)
- ② 令和8年度徳島市中央卸売市場事業会計補正予算 (第1号)

2 条例議案 (1件)

- ① 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて

3 単行議案 (8件)

- ① 市道路線の認定について《12路線》
- ② 財産の取得について《災害対応特殊消防ポンプ自動車1台》
- ③ 財産の取得について《災害対応特殊救急自動車1台》
- ④ 財産の取得について《校内ネットワーク機器一式》
- ⑤ 損害賠償額の決定について《医療設備損傷による物損事故》
- ⑥ 専決処分の承認について《令和7年度徳島市一般会計補正予算 (第12号)》
- ⑦ 専決処分の承認について《徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例》
- ⑧ 専決処分の承認について《徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例》

4 報告 (14件)

- ① 令和7年度徳島市一般会計繰越明許費繰越報告書
《情報システム関係事業 等 計76件 繰越額 9,164,936千円》
- ② 令和7年度徳島市食肉センター事業特別会計繰越明許費繰越報告書
《衛生対策設備整備事業 繰越額 59,959千円》
- ③ 令和7年度徳島市商業観光施設事業会計予算繰越報告書
《眉山ロープウェイLED景観整備事業 繰越額 101,884千円》
- ④ 令和7年度徳島市水道事業会計予算繰越報告書
《防災・安全交付金事業 等 計4件 繰越額 3,137,743千円》
- ⑤ 令和7年度徳島市公共下水道事業会計予算繰越報告書
《下水管渠築造事業 等 計4件 繰越額 2,051,566千円》
(うち事故繰越 1件 228,070千円)

- ⑥ 令和7年度徳島市市民病院事業会計予算繰越報告書
《LED改修事業 繰越額 534,097千円》
- ⑦ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《訴訟の提起について（損害賠償請求事件：道路維持課）》
- ⑨ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：財産管理活用課）》
- ⑩ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：消防局警防課）》
- ⑪ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：公園緑地課）》
- ⑫ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（四国横断自動車道周辺対策事業小松1号水路改良工事（2工区）：道路建設課）》
- ⑬ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（国府中学校校舎長寿命化改修工事（1期）：教育総務課）》
- ⑭ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（徳島市立高等学校サッカーグラウンド人工芝改修工事：市立高等学校事務局）》

5 (追加提出予定議案) ※閉会日に追加提出予定のもの

① 人事議案 (20 件)

- (1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (2) 農業委員会委員の任命について
- (3) 農業委員会委員の任命について
- (4) 農業委員会委員の任命について
- (5) 農業委員会委員の任命について
- (6) 農業委員会委員の任命について
- (7) 農業委員会委員の任命について
- (8) 農業委員会委員の任命について
- (9) 農業委員会委員の任命について
- (10) 農業委員会委員の任命について
- (11) 農業委員会委員の任命について
- (12) 農業委員会委員の任命について
- (13) 農業委員会委員の任命について
- (14) 農業委員会委員の任命について
- (15) 農業委員会委員の任命について
- (16) 農業委員会委員の任命について
- (17) 農業委員会委員の任命について
- (18) 農業委員会委員の任命について
- (19) 農業委員会委員の任命について
- (20) 農業委員会委員の任命について

令和8年度6月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第1号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	43,863,412	14,591	43,878,003
15 国庫支出金	27,337,424	57,666	27,395,090
16 県支出金	10,618,040	20,668	10,638,708
歳入合計	123,140,000	92,925	123,232,925

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
2 総務費	10,350,799	10,000	10,360,799	5,000			5,000
4 衛生費	11,420,332	58,044	11,478,376	56,666			1,378
6 農林水産業費	1,978,273	14,868	1,993,141	14,868			
7 商工費	1,706,355	3,713	1,710,068				3,713
8 土木費	13,309,791	3,500	13,313,291				3,500
10 教育費	12,275,856	2,800	12,278,656	1,800			1,000
歳出合計	123,140,000	92,925	123,232,925	78,334			14,591

《歳出款別事業別》

◎	総務費	【	10,000千円】
	(1) 防犯カメラ設置支援事業費		10,000千円
◎	衛生費	【	58,044千円】
	(1) 脱炭素先行地域づくり事業費		58,044千円
◎	農林水産業費	【	14,868千円】
	(1) 担い手育成・就農環境等支援事業費		3,000千円
	(2) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業費		11,868千円
◎	商工費	【	3,713千円】
	(1) 中央卸売市場事業会計補助金		3,713千円
◎	土木費	【	3,500千円】
	(1) 中心市街地活性化基本計画推進費		3,500千円

- ◎ 教 育 費 【 2, 8 0 0 千円】
- (1) 学校安全総合支援事業費 8 0 0 千円
- (2) 文化財保護費 2, 0 0 0 千円

中央卸売市場事業会計補正予算（第1号）

【収益的収入】 (単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 市場事業収益		609,679	3,713	613,392
	2 営業外収益	160,433	3,713	164,146

【収益的支出】 (単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 市場事業費用		618,471	12,375	630,846
	1 営業費用	604,295	12,375	616,670

- ◎ 営業費用-----市場再整備の課題となる施設整備のパターン検証等の調査の実施に伴う所要の補正

12,375千円

- ◎ 債務負担行為

- (1) 市場再整備調査検討業務（限度額：28,875千円 期間：令和9年度）

令和8年度 6月補正予算の概要

一般会計補正予算（第1号）

(1) 防犯カメラ設置支援事業費〈市民生活相談課〉	10,000千円
(2) 脱炭素先行地域づくり事業費〈環境保全課〉	58,044千円
(3) 担い手育成・就農環境等支援事業費〈農林水産課〉	3,000千円
(4) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業費〈農林水産課〉	11,868千円
(5) 中央卸売市場事業会計補助金〈経済政策課〉	3,713千円
(6) 中心市街地活性化基本計画推進費〈中心市街地活性化課〉	3,500千円
(7) 学校安全総合支援事業費〈市高事務局〉	800千円
(8) 文化財保護費〈社会教育課〉	2,000千円

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
123,140,000千円	92,925千円	123,232,925千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分	令和7年度	令和8年度	増減額
6月 補正計上額	511,956	92,925	△ 419,031
6月 補正後予算額	125,841,176	123,232,925	△ 2,608,251

中央卸売市場事業会計補正予算（第1号）

市場再整備の課題となる施設整備のパターン検証等の調査を実施するため、所要の補正を行う。

【収益的支出】

- 1 営業費用（市場管理費）…………… 12,375千円

補正前の額	補正額	計
618,471千円	12,375千円	630,846千円

※ 債務負担行為

- (1) 市場再整備調査検討業務

市場再整備の課題となる施設整備のパターン検証等の調査業務を委託するため、債務負担行為を設

定する。

(限度額：28,875千円 期間：令和9年度)

令和8年第2回徳島市議会定例会 (条例議案の概要説明)

① 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて

地方税法の改正等に伴い、次のとおり改正する。

1 個人住民税の改正

- (1) 寄附金税額控除の対象となる公益信託に対する寄附金に係る規定を整備する。
- (2) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴い、所要の改正をする。
- (3) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限（現行 令和9年度まで）を撤廃する。
- (4) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を、居住年が令和12年（現行 令和7年）であるものまでに延長する。
- (5) 個人市民税の第1期の納期を6月10日から同月30日まで（現行 6月1日から同月30日まで）とする。
- (6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、当該土地が地すべり防止区域等にあるときは、当該譲渡に該当しないこととする。
- (7) 特定暗号資産に係る譲渡所得等について、その100分の3の金額に相当する所得割を課することとする等、個人の市民税の課税の特例について定める。

2 固定資産税の改正

固定資産税の免税点について、次のとおり改正する。

区分	改正案	現行
土地（参考）	変更なし	30万円
家屋	30万円	20万円
償却資産	180万円	150万円

3 施行期日等

- (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日から施行する。

ア 前記 1 の(1)から(4)までの改正 令和 9 年 1 月 1 日

イ 前記 1 の(5)及び前記 2 の改正 令和 9 年 4 月 1 日

ウ 前記 1 の(6)の改正 令和 1 0 年 1 月 1 日

エ 前記 1 の(7)の改正 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(2) 所要の経過措置を講じる。